

大 館 発 電 事 務 所

発 電 所 清 掃 及 び 害 虫 駆 除 業 務 委 託

0 7 - D O - M 2

仕 様 書

令 和 7 年 度

秋 田 県 大 館 発 電 事 務 所

## 目 次

### 第1章 共通事項

- 1 総 則 . . . . . P3
- 2 諸法令の遵守 . . . . . P3
- 3 提出書類 . . . . . P3
- 4 保 証 . . . . . P3

### 第2章 委 託

- 1 委託概要 . . . . . P4
- 2 委託場所 . . . . . P4
- 3 委託内容 . . . . . P4
- 4 そ の 他 . . . . . P4

## 第1章 共通事項

### 1 総 則

- (1) この仕様書は、秋田県大館発電事務所 発電所清掃及び害虫駆除業務委託07-DO-M2に適用する。
- (2) この仕様書は、令和5年版「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下「共通仕様書」という。）を準用して適用する。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、施設管理担当者と協議の上決定する。

### 2 諸法令の遵守

本委託に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。

### 3 提出書類

提出書類については「共通仕様書」及び以下によるが、提出様式は「秋田県委託業務共通仕様書」様式集を準用する。

ただし、これにより難しい場合は施設管理担当者との協議による。

提出部数については下記を標準とし、他公署との協議に使用する場合などは施設管理担当者の指示による。

(1) 業務着手届（様式-1）	（契約締結後15日以内）	1部
(2) 作業報告書（任意様式）	（作業日翌日までに）	1部
(3) 作業写真	（作業報告書に添付）	1部
(4) その他必要なもの	（必要のつど）	必要部数

※提出部数には、受注者への返却分は含まれない。

### 4 保 証

委託終了後において仕様を満足しないなど、不備又は不具合が認められた場合は、受注者の負担において直ちに再実施を行うこと。

また、これらの原因により当県の営業又は資産等に何らかの損害を与えた場合であって、当県が補償を要求した場合は、協議によりこれに応じなければならない。

## 第2章 委託

### 1 委託概要

本委託は、秋田県大館発電事務所が所管する発電所における清掃及び害虫駆除業務を行う。

### 2 委託場所

(1) 素波里発電所	山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林地内
(2) 早口発電所	大館市早口字早口沢国有林地内
(3) 山瀬発電所	大館市岩瀬字平戸内尻地内
(4) 柴平発電所	鹿角市花輪字柴内山国有林地内
(5) 八幡平発電所	鹿角市八幡平字熊沢前田地内
(6) 八幡平第二発電所	鹿角市八幡平字切留平地内

### 3 委託内容

下記(1)及び(2)における清掃範囲は別紙設計図による。

(1) 各発電所(八幡平第二発電所は除く)清掃 年3回(7月、12月、2月予定)  
清掃内容は共通仕様書に準じるものとし、次の項目について実施する。

ア 床面清掃(定期清掃): 表面洗浄(床保護材が塗布されている場合)  
一般床洗浄(床保護材が塗布されていない場合)

イ トイレ清掃(定期清掃): 床以外の清掃

ウ 窓ガラス内側清掃(定期清掃): 洗浄

※窓ガラス内側清掃については、7月、12月の2回清掃とし、2月は実施しないこととする。

(2) 早口発電所 害虫(カメムシ)駆除 年2回(9月、11月予定)

薬剤散布箇所は早口発電所屋根裏及び発電所外壁とする。使用薬剤は次の薬剤相当を使用することとし、施設管理担当者へ届出、承諾を得ること。

- ・エクスマン乳剤(ペルメトリン5%)
- ・スミチオンNP-FL(フェニトロチオン5%)

(3) スズメバチの巣駆除 年3回

履行期間内に委託箇所のいずれかに蜂の巣が発生した場合、駆除することとする。  
駆除は施設管理担当者の指示により実施する。

### 4 その他

本業務は、発電機運転中に実施することを基本とする。作業にあたり、高速回転物や高電圧機器に接近又は接触することが決してないよう留意するとともに、見張り人を適宜配置し、安全確保に努めること。